

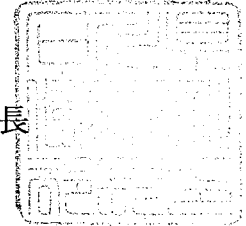
厚第2610号

平成31年3月27日

社会福祉法人四恩会

理事長 真田 穰治 様

石川県健康福祉部長



平成30年度障害福祉サービス事業者等実地指導の結果について（通知）

下記施設等の指導を平成31年2月15日に実施した結果、別紙事項については是正改善の必要があると認められるので通知します。ついては、現地で係員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じてください。

なお、別紙事項のうち改善結果報告を要する事項については、改善したことを証する資料を添付のうえ、2019年5月28日までに報告してください。

記

指定居宅介護事業所	ヘルパーステーションあらいぶ
指定重度訪問介護事業所	ヘルパーステーションあらいぶ
指定行動援護事業	ヘルパーステーションあらいぶ
指定同行援護事業所	ヘルパーステーションあらいぶ

（事務担当）  
厚生政策課指導監査グループ  
魚江（うおえ）  
TEL 076-225-1413  
FAX 076-225-1409

別紙

法人名	社会福祉法人四恩会
-----	-----------

**改善結果報告を要する事項**

(全事業共通)

利用者負担額の受領 (平24条例53号第22条第3項他)

通常の事業の実施地域内においてサービスを提供する際の交通費については、徴収しないこと。